

参加者による中間時検証及び改良等

作成年月日：2026年2月16日
作 成 者：宮地 修

＜基本情報＞

協定の情報	協定の名称	愛知県三河湾における底魚資源に関する日間賀島漁協小型機船底びき網（まめ板網）漁業の資源管理協定		
	対象の水域	愛知県三河湾海域		
	対象の水産資源	とらふぐ伊勢・三河湾系群（愛知県資源管理方針別記8）、まなご伊勢・三河湾（愛知県資源管理方針別記12）		
	対象の漁業	小型機船底びき網（まめ板網）漁業		
	協定の有効期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで		
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時の検証	備考	
	令和7年度	令和10年度(予定)		

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名	とらふぐ伊勢・三河湾系群（愛知県資源管理方針別記８）							
対象水産資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)			令和6年度の資源評価結果より、令和5年漁期の総漁獲量116トンのうち、小型機船底びき網漁業（伊勢・三河湾）は20.4トン（17.6％）であった。本協定参加者（5人）は、内湾まめ板網漁業者全体（90人）※の5.6％のため、協定参加者による漁獲量は、総漁獲量の約1％と推定される。※県の漁獲状況調査（令和5年）より					
資源管理の目標 及び取組内容等	資源管理の目標		親魚量を、令和10年までに、国の資源評価で示された目標管理基準値案（84トン）に回復させること。					
	協定の取組内容及びその目的		毎週（日曜日から土曜日の間）2日以上のお休みを実施することで、資源に対する漁獲圧を低下させる。 小型魚保護のため、全長25cm以下の水揚げを行わない（9/1～9/30）。					
	その他の管理措置		伊勢湾及び三河湾に種苗放流を実施。					
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外			令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	備考 ・毎週2日以上のお休みおよび25cm以下の小型魚の再放流（9/1～9/30）について、5隻全隻が履行した。 ※2025年10月1日から1隻が休業となり4隻で取り組んでいる。 ・内湾まめ板網漁業者全体（90人）のうち75人が同内容で資源管理に取り組んでおり、これは総漁獲量の14.7％に相当する。
	履行状況	-	○	○	取組中	—	—	
	参加隻数		5隻	5隻	5隻※	—	—	
	取組内容	休漁	毎週2日以上	毎週2日以上	毎週2日以上	—	—	
	取組実績	25cm以下再放流	実施	実施	実施	—	—	
資源状況	令和7年度の資源評価結果では、令和6年の親魚量（95トン）は、目標管理基準値案（84トン）を上回り、漁獲圧も基準値を下回っていることから、神戸チャート上でグリーンゾーンに位置し、資源状態は良好と評価された。							
取組の評価	<u>取組の効果が継続する</u> ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない （外部要因を考慮した取組の改良が必要）							
	評価内容	全隻、毎週2日以上のお休みを徹底することで、漁獲が過剰になることを防ぐことができている。 また、小型魚の再放流に取り組んだことで、親魚量の増大に寄与し、基準値を上回る親魚量となっている。資源状態は良好であり、漁獲圧も適正と評価されているため、現在の取組を維持する。						
	取組の改良点等	特になし						

対象の水産資源名		まなご伊勢・三河湾（愛知県資源管理方針別記12）							
対象水産資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)			令和6年度の資源評価結果より、令和5年漁期の総漁獲量は64トンで、本協定参加者（5人）による漁獲量は0.7トン※であり、総漁獲量に対する協定参加者による漁獲量の割合は、約1%と推定される。※県の漁獲状況調査（令和5年）より						
資源管理の目標 及び取組内容等	資源管理の目標		国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに、中位以上に回復させることを目指す。						
	協定の取組内容 及びその目的		毎週（日曜日から土曜日の間）2日以上の日を休漁を実施することで、資源に対する漁獲圧を低下させる。 小型魚保護のため、全長25cm以下の水揚げを行わない（10/1～11/30）。						
	その他の管理措置		対象の資源状況に応じて、漁獲対象を他魚種に切り替える。						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	備考 ・毎週2日以上の日を休漁および25cm以下の小型魚の再放流（10/1～11/30）について、5隻全隻が履行した。 ※2025年10月1日から1隻が休業となり4隻で取り組んでいる。 ・内湾まめ板網漁業者全体（90人）のうち75人が同内容で資源管理に取り組んでおり、これは総漁獲量の20.4%に相当する。	
	履行状況	-	○	○	取組中	—	—		
	参加隻数		5隻	5隻	5隻※	—	—		
	取組内容	休漁	毎週2日以上	毎週2日以上	毎週2日以上	—	—		
	取組実績	25cm以下 再放流	実施	実施	実施	—	—		
資源状況		令和7年度の資源評価結果では、1989～2024年の標準化CPUEの最大値と最小値の間を三分割して定めた基準から2024年の資源水準は低位、直近5年間（2020～2024年）の標準化CPUEの推移から資源動向は減少と判断された。							
取組の評価		取組の効果が継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)							
評価内容		休漁日数および休漁制限は遵守されている。また、マナゴ資源量が減少していることから、資源保護を目的として漁獲対象を他魚種へ切り替え、網目の大きい網で操業した。その結果、マナゴはほとんど漁獲されず、マナゴに対する漁獲圧は、非常に低い状態を保っている。資源低迷は、漁獲圧以外の要因が推察されることから「想定外の外部要因により効果は判定できない」と評価した。							
取組の 改良点等		現在の取組を継続しつつ、水産試験場等と連携しながら、さらに有効な資源管理の取組を検討する。							

<資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等>

判定	取組の効果が あり継続する ・ 効果はあったが改良が必要である ・ 効果は認められず改良が必要である ・ 想定外の外部要因により効果は判定できない (外部要因を考慮した取組の改良が必要)
検証内容	休漁日数および体長制限の取組によって、トラフグ資源は良好な状態となっている。マアナゴは、漁獲実態がほとんどなく、漁獲圧が低いにも関わらず資源が回復しないため、漁獲圧以外の資源減少要因が考えられる。マアナゴの餌となる内湾の小型甲殻類等の餌料生物の減少が近年問題視されており、それが一因として考えられる。現在の取組は両資源に対して有効に働いていると考えられるため、現在の取組を継続する。

※以下、該当する場合に作成

<資源管理協議会等による検証を受けての対応>

記載年月日： 年 月 日

対応	—
----	---

資源管理協議会等による中間時検証

<資源管理協議会等による検証>

検証年月日：2026年 3月26日

判定	取組の効果が あり継続する
検証内容	トラフグ伊勢・三河湾系群については、資源管理の目標を達成しているため、取組の効果があると認められる。加えて、取組内容については、取組実績との間に著しい乖離があるとは言えず、資源管理の目標については、愛知県資源管理方針に基づいており、いずれも継続が妥当と認められる。このため、「取組の効果が あり継続する 」と判定する。マアナゴ伊勢・三河湾については、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定されたため、協定全体として「取組の効果が あり継続する 」と判定する。 ＜想定外の外部要因により効果は判定できないと判定された資源とその具体的な外部要因＞ マアナゴ伊勢・三河湾については、休漁により、延べ出漁隻数が過去最低であることに加え、網目を拡大し、漁獲対象を大型魚へ切り替えることで、マアナゴに対する漁獲圧を非常に低い状態で維持しているが、資源が回復しないことから、漁獲圧以外の資源減少要因が考えられた。一因として、近年問題視されているマアナゴの餌となる内湾の小型甲殻類等の餌料生物の減少が考えられた。以上のことから、取組の効果が判定できないと認められ、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定する。